

会 議 録	
会議名	令和3年度 第3回 丸亀市自治推進委員会
開催日時	令和3年10月8日（金）18:30～20:15
開催場所	市民交流活動センター（マルタス）2階 ROOM3・4
出席者	<p><b>出席委員</b> 池永文彦、植谷澄子、鹿子嶋仁、関泰子、天野裕子、岩崎正朔、筒井伸博、塚本詩乃、増田美樹、善木瞭、竹内彩奈、渡辺ななみ</p> <p><b>欠席委員</b> 高尾光一、高木明美</p> <p><b>事務局</b> 市長公室長 山地幸夫 （市長公室秘書政策課）課長 窪田徹也、副課長 谷本智子、担当長 宇野大志郎、主任 大川智</p>
議 題	<p>1. 丸亀市自治基本条例の検証について ①前文～第3章、第8章～第10章、第4章の内の第9条～第12条の検証について ②アンケート結果による検証について</p> <p>2. 自治基本条例の見直しに関する検証結果報告書 構成内容（案）について</p> <p>3. その他</p>
傍聴者	0名
発言者	議事の概要及び発言の要旨
窪田課長	<p>ご案内の時刻がまいりましたので、ただ今から、令和3年度第3回丸亀市自治推進委員会を開会いたします。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、本日の資料の確認をいたします。</p> <p style="text-align: center;">《資料の確認》</p> <p>ここからの議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定により、鹿子嶋会長にお願いいたします。</p>
鹿子嶋会長	<p>それでは、ここからは私の方で進行させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の会議についてですが、委員総数14名中、12名のご出席をいただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>それではまず、「1. 丸亀市自治基本条例の検証について」、事務局より説明をお願いします。</p>

谷本副課長	《資料1、2について説明》
鹿子嶋会長	<p>逐条による検証ですが、2ページから4ページまでの、前文から第3条まででご意見がありましたらご自由をお願いします。</p> <p>「見直し」には二つの意味があり、一つは、条例自体の改正、もう一つは、条例の改正に至らない場合の運用等の見直しです。</p> <p>委員のみなさんから、条例の改正が必要というご意見が出た場合には、自治推進委員会として条例改正の提案を行うかどうか意思決定しなければなりません。運用に関しましては、みなさんからいろいろご意見をいただいております。基本的に、これらはすべて報告書に掲載されます。何か一つの意見にまとめるというものではありません。</p> <p>前文について「改正」という意見が出ていますが、私の意見を述べさせていただくと、「改正」まで踏み込まなければならないという場合は、大きく二つあると思います。</p> <p>一つは、例えば、地方自治法が改正されて、この自治基本条例に書かれている内容が法律と不整合になった場合、齟齬が出た場合です。この場合は、条例は法律に抵触できませんので、そのままにしておく法律違反になり、この条例の効力がなくなってしまいます。もう一つは、現在の自治基本条例にこういう規定を置いていることにより、あるいは置いていないことにより、丸亀市に具体的な支障が出ているという場合です。これらの場合は、改正の必要があると思います。そうでなければ、自治基本条例はかなり抽象的な内容ですので、実際の運用の改善を行っていくということになると思います。</p> <p>その方針でいうと、「改正」の提案について、委員会として「改正」の意思決定を行うのは難しいと思います。</p> <p>これにつきまして何かご意見がありましたらお願いします。</p>
関委員	<p>私が出した意見ですので、説明いたします。</p> <p>会長がおっしゃりたいことはよく分かります。しかし、前文2段落目にある「文化」というものにライフスタイルとか生活様式とか、あらゆるものが含まれると考えると、次の段落の文章「これからの地方分権時代における、多様で個性豊かな地域社会」というところと、どちらを選ぶのかという選択が必要になることがあるのではないかと思います。</p> <p>実際は、会長がおっしゃられたように非常に可能性が低いことだと思います。しかし、今までのまちづくりというのは、ある種の「同化」といいますか、新しく来た人には、そこにあるものに慣れ親しんでいてもらいたいということが前提になっていたと思います。しかし、次の文章の「多様性」というのは、そうではなくて、もう少し違う方向性を目指すのかなと思いました。</p> <p>「運用の改善」がいいのか「改正」がいいのかよく分からなかったので、改正案ということで提案させていただきました。</p>

鹿子嶋会長	<p>今の説明に関しまして、何かご意見はありますか。</p> <p>先ほども言いましたが、自治基本条例について、「法律上何か齟齬が出ている」、あるいは、「この規定があるがために、具体的にこういう場面でこういう問題が発生している。こういう規定がないために、丸亀市の自治がうまくいっていない状況が見られる」など、そういう場合には、ルールを変更したり、新しく追加したりするなどの改正が必要と思っています。</p> <p>「改正」というのは、手続きとしては重いものです。また、丸亀市の自治基本条例はポンと出てきたわけではなくて、合併前から何十回も市民により協議が重ねられ、市民の考えがここに込められているので、わたしは、先ほど述べた二つの切迫した理由がない以上は、委員会として「改正」という意思決定をするのは難しいと思っています。</p> <p>ただ、改正案という意見が出たということは、報告書にそのまま掲載していただきます。</p>
天野委員	<p>前回、私が自治推進委員会の委員を務めたときも条例の検証を行いました、その時に、会長が、「自治基本条例は丸亀市の憲法のようなもの」とおっしゃっていました。憲法のようなものなら、文言を変えるのも難しいかと思えます。</p> <p>そもそもこの条例は、国からたたき台などが示されて作ったのでしょうか。それとも、まったく白紙の状態から会長や市民のみなさんで作ったのでしょうか。</p>
鹿子嶋会長	<p>条例は、大抵、国からひな形が示されて作ることが多いのですが、この自治基本条例については、国はかかわっていません。各自治体が自主的に考えて作っています。ですから参考にしたのは、他の先進自治体の例くらいです。丸亀市では、市民の方が何十回もワークショップを重ねながら、徐々に作り上げました。</p> <p>ほかにご意見がなければ、委員会としては、改正の提案はしませんが、審議の過程で改正案のご意見が出たということ記録として残しておくということでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">《委員了承》</p> <p>それでは次に、第1章総則のところ、3ページ、4ページに移ります。ここではみなさんからのご意見はあまり出されていませんが、第3条のところ、運用に関してご意見をいただいております。</p> <p>この部分も含めて何かご意見がありましたら、ご自由にお願ひします。</p>
善木委員	<p>前回の委員会でも協働の話が出ていましたが、協働の意味が理解されていないというのが現実だと思います。協働に関する事例を探してみると、自治会のごみの収集活動なども協働の例として挙げている地域もあります。ちょっとした活動も協働になるということイメージできるようにすることが今後は求められるのではないかとの思いがあり、第3条と第5条のところ意見を書かせていただ</p>

<p>鹿子嶋会長</p>	<p>きました。</p> <p>自治基本条例に関しましては、解説書が別に作られておりまして、その中で、もう少し詳しく書かれています。おっしゃるとおり、協働という言葉は非常に抽象的で分かりにくいので、解説書の方に少し書き加えたらどうでしょうか。その点について、事務局から補足説明をしていただけますか。</p>
<p>谷本副課長</p>	<p>協働について詳細は書かれておりませんが、アンケート結果を見ても、協働について理解されていないということが改めて明らかになりましたので、この解説書に、可能な範囲で協働の例なども入れていきたいと思えます。さらに、パンフレットなど、もう少し分かりやすいツールを作成する際にも、協働の例などを示したいと思えます。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>条例自体で、協働の内容について明らかにすることは困難です。といたすのも、協働というのは、時代とともに内容が変化したり、増えたりしています。そのため、第3条や第5条のところに、協働の内容を書き込むことは難しいし、書き込んだところで、その内容が古くなることが懸念されますので、今、事務局から説明がありましたように、解説書にもう少し書き入れていただくということでよろしいでしょうか。</p>
<p>窪田課長</p>	<p>少し確認という意味で、発言させていただきますと、協働は広義でとらえた場合、参画までを含めたいろいろなかかわりと考えられますし、狭義でとらえた場合は、現場で一緒に何かを行うことといえるかと思えます。捉え方が様々あるうえに、時代とともに変わっていくという点を押さえる必要があります。</p> <p>そのような中で、この条例において確認していただきたいのが、3ページの第2条第4号で、この条例における協働の定義が書かれています。「市民及び市が、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。」とあります。ただ、この定義ですべてが分かるかという、委員がおっしゃるとおり、また、会長に説明していただいたとおりです。この条例の定義を踏まえたうえで、条例に関して広報活動をしていく中で、協働についても、具体例などを示しながら広報するという事も検討していきたいと思えます。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>それでは続きまして、5ページと6ページ、第2章と第3章についてですが、いかがでしょうか。</p> <p>特にご意見もないようですので、よろしいでしょうか。</p> <p>次に、第4章の第9条から第11条まで、第5章の第12条についてです。</p> <p>第12条では、「改正」のご提案をいただいております。「安心」に「安全」を追記、あるいは「安全、安心、安定」をセットで記載、というご意見です。</p> <p>これらについて、改正しなければいけないような具体的な支障が生じている</p>

	<p>か、と考えた場合に、特段そうでないということであれば、個人的には文言の改正まで行う必要はないということで、先ほどと同じような扱いにさせていただければいいのではないかと思います。</p> <p>改正に関する意見が出されたということは報告書に記載しますが、委員会としては、文言の改正までは踏み込まないということにしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">《委員了承》</p>
谷本副課長	<p>この部分に関しましては、前回の検証の時にも同じような指摘がなされまして、解説書において対応しております。現在の解説書には、「安心して暮らすこと」の後にカッコ書きで「安全に暮らすことも含む」と追記しております。</p>
増田委員	<p>「安全・安心・安定」について、「安定」を入れた理由は、今の時代に欠けていると思ったからです。政府のコロナ対策を見ても、安全・安心とうたっているながら、その状態を維持するという姿勢が見られないため、「安定」という文言を入れたらどうかと思いました。</p>
鹿子嶋会長	<p>理由はよく分かりました。しかし委員会としては、この改正は提案せずに、意見を記録するという扱いでよろしいでしょうか。</p>
増田委員	<p>はい。</p>
鹿子嶋会長	<p>「改正」以外につきましてもご意見が出されておりますので、これらに関しまして何かご意見はございませんか。</p>
植谷委員	<p>前回の会議からそうですけれども、改正案については、「法律に違反しない」、または、「具体的に支障がない」ということで、委員会としては提案しないということですが、「具体的な支障」について、どこからどこまでを支障ととらえるかということがすごく抽象的です。</p> <p>市民アンケートの結果からは、自治会に参加できにくい状況があることが示されておりますし、条文につきましても、随分前に制定されたもので、5年ごとに見直しが必要か検証を行うということになっています。ですから、「具体的な支障」についてもう少し幅を広げた形でとらえていただいて、委員から出された改正案について、改正に向けた話し合いができれば、この会の本来の意味があるのではないかと感じました。</p>
鹿子嶋会長	<p>ごもっともなご意見で、もしもわたしがみなさんの意見を制限しているというふうにとられておられるのであれば、それはわたしの考えているところではありません。おっしゃるとおり、実際に、「規定がこうなっているから困っている」、あるいは、「この規定がないから困っている」という部分があれば、この委員会</p>

	<p>として積極的に改正を考えてしかるべきだと思っています。</p> <p>ただ、今のところ、これまで出てきた文言の扱いについては、そのような内容ではないと思っています。</p> <p>ここまで、幾つかの改正案をこの委員会としては提案しないということでまとめてきましたが、やはり委員会として改正案を盛り込むべきだというご意見がございましたら、どうぞ自由にご発言ください。</p> <p>みなさんに協議をしていただいて、もしも最終的に意見がまとまらなければ、決を取るなり何なりして、この委員会の意思を決定しなければなりません。</p> <p>それも含めまして、ほかの運用部分に関しましてもご意見があれば、一緒にお願います。</p>
天野委員	<p>会長がおっしゃるように、市民の意見により、自治基本条例の不備が明らかになって、文言を変えなければいけないということは起きていないと思います。しかし、このことは、自治基本条例が市民の中にほとんど浸透していないということを示しており、それが問題だと思います。条例について検証していても力が入りません。</p>
鹿子嶋会長	<p>だれも知らないものを「よくしましょう」と言っても、力が入らないというのはそのとおりだと思います。この点につきましては、後でアンケート結果に関して、条例の認知度という話も出てきますので、そこでまた改めてみなさんにご意見を出していただけたらと思います。</p> <p>残りは、19 ページの第 8 章から最後までになります。</p> <p>幾つかご意見をいただいております。どこからでも構いませんので、ご自由にご発言ください。</p> <p>「運用の改善」に関しましては、20 ページの第 25 条、「組織」に関してですが、従来からいわゆる「縦割り」の弊害が見られるので、何とか改善できないかというご意見です。</p> <p>わたしは、行政評価委員をさせていただいていますが、例えばまちの活性化という話になってくると、もう少し抜本的に、組織横断的な取組が必要ではないかというご意見が出てきます。今でもそういう改善が必要だと感じる場面が多いので、ご意見として書かれている内容は、そのとおりかなと思います。</p> <p>ほかにも幾つかご提案、ご意見をいただいておりますが、補足説明でも結構ですので、ご自由にご発言ください。</p> <p>これまでの全体を通してでも結構です。</p>
池永委員	<p>そんな大きなことではないのですが、全体的に共通して言えることは、市民の声が反映されていないということが中心に書かれているように思います。先ほど会長がお話されましたけれども、それにより弊害が出ているのなら、改正に向けた提案をしなければならぬと思いますが、現実はそのままで弊害が出ているわけではない、また、緊急性があるわけでもない、という状況です。</p>

鹿子嶋会長	<p>ただ、この状態をそのままにしておくのもどうなのかなと思いました。例えば、広報の問題についても、ご意見が幾つか出ていると思いますが、現状のままだと、今後アンケートを取っても同じような結果になってしまいます。何か少しでもアクションを起こしていただくと、また結果も変わるのかなと思いました。</p> <p>今のお話については、次のアンケート結果の検証のところで改めて協議していただければと思います。</p> <p>ここで、逐条検証について総括させていただきますと、今回、条例の見直しに関しましては、委員会として、条例の改正が必要という提案は、特にありません。ただし協議の中で出された改正に関するご意見については記録として報告書に掲載します。それからもちろん、運用の改善等の意見が出ていますので、それも報告書に記載します。そういう対応でよろしいでしょうか。</p>
谷本副課長	<p style="text-align: center;">《委員了承》</p> <p>それでは、時間も限られていますので、次の議題に移ります。</p> <p>アンケート結果による検証についてです。資料2の内容に関しまして、改めて事務局から簡単に説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">《資料2について説明》</p>
鹿子嶋会長	<p>アンケート結果に関しましては、先ほどから具体的に、大変参考になるご意見をたくさんいただいております。</p> <p>何か付け加えたいことや、協議したいことがあれば、ご自由にご発言ください。</p>
岩崎委員	<p>協働というテーマで、いろいろなご意見がありましたので、わたしが具体的にどんなことをやっているか、少しお話をさせていただきます。</p> <p>12、3年前のことです。「災害弱者」という方が、それぞれの地区に、多いところでは150人くらいおいでますが、そういう方がどこにいるかということを地域で調べるのは大変でした。そこで、行政の消防本部や福祉課など、いろいろな課との協働作業として、お互いにノウハウを持ち寄って、名簿づくりなどを行いました。</p> <p>また最近では、わたしのところは川西コミュニティで、隣が郡家コミュニティ、南に垂水コミュニティがあります。3コミュニティと行政の関係部門との協働により、南中学校の通学路の安全対策、特に夜間の安全対策について勉強会を始めました。「地域の課題解決のために、行政と地域とが一緒になって、お互いに知恵を出し合っていきましょう」という形で進めています。</p> <p>それから自治会についてですが、私も自治会長を27年やっておりますが、時代とともに自治会の役割が変わってきました。20年くらい前までは、自治会がお葬式の段取りを行っていましたが、今は専門業者をお願いすることがほとんど</p>

	<p>です。</p> <p>このように、今は自治会に求められる役割が変わってきていますが、外から見ると、やはり古いイメージを持たれるのかなと思います。</p> <p>そこで、わたしの地域では、コミュニティ単位でコミュニティ自治会を作って、開放的な自治会活動を行っています。650世帯くらい加入しているのですが、若い人がほとんどです。昔のしきたりにとらわれずに、みなさんの意見を聞きながらルールを作っていくという新しい自治会を作り、広げていく必要があると思っています。</p> <p>「コミュニティ活動が何かよく分からない」という話を聞きます。自治会に入っていない世帯や企業にも「コミュニティだより」を配付して、コミュニティの活動紹介を行い、参加を呼びかけていますが、情報発信がまだまだ不足しているとも感じています。</p>
鹿子嶋会長	<p>協働に関しまして、非常に分かりやすい説明をありがとうございました。まさにご説明いただいたものが、この条例でいう「協働」なのだろうと思います。</p> <p>それから、自治会についてもお話いただきました。最近、自治会の存在についていろいろ議論されています。実際、運営について工夫すると、若い方も参加してくれるというお話でした。</p> <p>わたしは、自治会が本当に活性化するのであれば、自治会はあった方がいいと思っています。「加入率が低下しているから、もういらぬのではないか」というのはちょっと乱暴な気がします。やはり、地域の人が繋がるための何か、心の拠り所のようなものがあった方がいいと思います。</p> <p>先ほどの条例の認知度に関しまして、何かご意見はございませんか。</p> <p>自治基本条例については、一時的には認知度も結構ありましたが、その後は低迷しているという状況かと思っています。</p> <p>実際には、条例に基づく個別の施策として実施していることがあります。アンケートや意見公募など。そういう制度の存在については、理解していただく必要があると思います。「そんな市民参加の仕組みがあることを知らなかった。知っていれば自分も利用していた、参加していた」ということになるのもったいないので。広報などを通じてより広く知っていただく必要があろうかと思っています。</p>
池永委員	<p>条例については、認知度が極端に下がらないようにするために、継続的に広報を行うことが大切だと思いました。分かりやすく、という姿勢は必要ですが、継続して広報していくことが必要です。</p>
鹿子嶋会長	<p>先ほど、自治基本条例は「自治体の憲法のようなもの」という話をしました。日本国民で日本国憲法が存在することを知らないという人は多分いないと思います。中身についてはよく知らなくても、憲法という共通のルールが存在が、全体の繋がりを感じさせる、一つの象徴のようなものになっていると思います。</p> <p>そういう意識を丸亀市において市民に持っていただける、市民にも丸亀の行政</p>



<p>植谷委員</p>	<p>とか自治とかに関心を持っていただけるというような願いを込めて作られた条例ですが、現実にはなかなか難しいというのが率直な印象です。</p> <p>条例の認知度という点についてですが、マルタスが完成し、市民活動を活性化させていこうとか、自治会の形も変わりつつあるという状況の中で、条例の認知度を高めるために、いろいろなことを発信することが必要と考えています。</p> <p>自治基本条例を作っている自治体を見ると、「自治基本条例」のような堅苦しい名称のところもあれば、「まちづくり条例」のような名称のところもあるので、今回でなくてもいいのですが、もう少し表現を柔らかくするとか、最初に言っていたいただいたような、条文を時代に合わせて改正していくということが必要なのかなと思いました。</p> <p>条例が新しくなることで、一旦は認知度が上がると思いますが、それを維持していくためにはどうすればいいかということ、子どもたちから若い世代にかけて考えていただくことが必要で、そのきっかけづくりが求められているのだと思います。</p> <p>拠点となる場所が新しくなったということで、新しい発信をしていくことが今後必要だと思いますし、せっかくの機会ではないかとも考えます。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>自治基本条例のようなものを日本で最初に作ったのが、北海道のニセコ町です。かなり衝撃的でした。</p> <p>今おっしゃったとおり、ニセコ町の条例の名称は「自治基本条例」ではなく「まちづくり基本条例」だったと思います。中身も非常に柔らかい。</p> <p>まず衝撃的だったのが、ニセコ町の条例には前文があることです。条例に前文があるところはあまりありません。さらに衝撃的だったのが、「わたしたちはこういう思いでこの条例を作りました」と、住民が主語になっていることです。行政が作ったものでも議会が作ったものでもなく、作った主体は「わたしたち」で、そのような表現を条例の中で使ったのは、日本で初めてではなかったかと思います。</p> <p>今は、いろいろな自治体に自治基本条例がありますが、結構堅苦しく、型にはまってしまっている面があります。</p> <p>丸亀市において、共通のルールがあった方がいいということであれば、もしかしたら将来的に、改正ではなく、もっと思い切って別のものを作った方がいいのではないかという気もしました。</p> <p>それからマルタスに関しては、みなさんがかなり期待されています。実際に建物に入ってみると学生が結構いて、その中で市民活動が行われるような境のない場面が見られますので、若い人たちに、市民活動や自治について関心を持ってもらえるような運用を考えていただければいいなと思いました。</p>
<p>関委員</p>	<p>このアンケート結果を読ませていただいて、また、自治基本条例と照らし合わせて、いちばん分からなかったことが、自治会とコミュニティとの違いや、どう</p>

	<p>いうふうに役割分担をしているのかということです。</p> <p>自治基本条例ではコミュニティという言葉で、すべてを含めたものにしてありますけれども、アンケート結果を見ると、自治会とコミュニティ、コミュニティセンターなどが記載されています。ほかの意見には、「丸亀に住んで45年になるが、地域コミュニティ、コミュニティセンターなどの組織図がよく理解できていない」というものがあって、丸亀に住んでおられる方でも分からないのだなど少し安心しましたが、やはりどのように役割分担をしているのか、説明した方がいいような気がします。</p> <p>また、コミュニティにおいては、おそらくそこに住民票があれば、コミュニティセンターを利用することができると思いますが、自治会には入会手続きをする必要があるのだと思います。もし自治会に入会しない場合は、この自治基本条例違反ということになるのでしょうか。</p>
鹿子嶋会長	<p>法的なことを申しますと、自治会というのは、あくまでも住民がつくる任意の組織です。自治基本条例の中に、公的な制度として取り入れたのは、コミュニティという自治組織です。</p> <p>おっしゃるとおり、従来からある自治会という任意団体と、それから新しく条例に規定されたコミュニティというものがどういう関係にあるのか、というのは難問だと思います。</p> <p>この話に詳しいのは岩崎委員だと思いますので、ご説明いただけませんか。</p>
岩崎委員	<p>地域コミュニティがほぼ市内全域に広がったのは、今から26、7年前です。わたし自身、最初は、連合自治会があるのだから、コミュニティは不要という立場でした。しかし、実際にコミュニティに入って活動すると、これはいいなと思いました。</p> <p>コミュニティは、言い換えると「地域運営会社」です。そして、コミュニティの組織として、環境部会や福祉部会、防災部会などの部会が設けられています。</p> <p>生活していると、それぞれの地域の中で課題がいろいろ出てきますので、それら課題を一つずつ、住民のみなさんがボランティアで自主的に、できる範囲で解決していこうとしています。自分たちで解決できなければ、市役所に行って、先ほどの協働とよく似ていますが協力をお願いします。</p> <p>一方、自治会というのは、これはコミュニティの中の主要な組織、動いてくれる組織です。大きな問題が発生したときには、自治会長にお願いして協力してもらいます。</p> <p>地域課題を一つ一つ潰していき、課題を潰すことができれば、今度は新しい夢を追いかけていこうとしているのがコミュニティで、それを実行に移すのが自治会です。</p>
鹿子嶋会長	<p>ありがとうございます。自治会の代わりにコミュニティができたとか、そういう関係ではありません。コミュニティが発展するためには、自治会が活性化する</p>

	<p>ことが必要です。そういうイメージがいちばん現実にあっているのではないかと、わたしもお話を伺って思いました。</p>
塚本委員	<p>今、コミュニティの中での、世代交代の現状はどうですか。主になっている世代がどの世代で、次の世代はどういう状況でしょうか。</p>
岩崎委員	<p>防災部会を例にとってお話しますと、大体30人ぐらいの部会で、女性が13人ぐらいいます。今の平均年齢はおそらく67、8歳。私はいちばん年長で77歳ですが、若い人は、20歳ぐらいの人、24、5歳の人、30代後半、40代の人などがいます。また、大学生が2人入ってくれて、とても心強く思っています。</p> <p>大体、よく動く部会では、女性が活躍しています。これからも、若い人が活躍できるコミュニティ活動にしていきたいと思っています。</p>
鹿子嶋会長	<p>ほかにご意見もなければ、次の議題に移ります。「2、自治基本条例の見直しに関する検証結果報告書の構成内容（案）について」、事務局から説明をお願いします。</p>
谷本副課長	<p>《資料3について説明》</p>
鹿子嶋会長	<p>こういう構成でよろしいでしょうか。中身がないとなかなか議論できませんが、何かお気づきの点がありましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。報告書については、概ねお示しいただいた構成内容に従って、作成を進めていくということで、ご了解いただいたということにします。</p> <p>議事の3番目ですが、「その他」としまして、「意見交換会 丸亀市自治基本条例を考える」に関する報告です。事務局から説明をお願いします</p>
	<p>《資料4について説明》</p>
鹿子嶋会長	<p>そのほか、ありませんか。それでは次回会議の日程についてお知らせください。</p>
谷本副課長	<p>11月8日（月）、18時半から、1階の多目的ホール2で開催し、報告書の内容についてご意見をいただく予定です。案内状は改めてお送りします。</p>
鹿子嶋会長	<p>それではほかになければ、本日の会議を終了します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">（会議終了）</p>